

政令第二十四号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行期日は、平成二十六年六月十二日とする。ただし、法第一条中薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の四及び第八十三条の九の改正規定、法附則第九条及び第十条の規定並びに法附則第十三条中麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項の改正規定の施行期日は、同年四月一日とする。

理由

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。